

## 収 支 報 告 書

2023年4月14日

堺市議会議員 裏山 正利 様

議員氏名

伊豆丸 精二

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度  
政務活動費について次のとおり報告します。

## 収 入

(単位 円)

| 収 入 の 種 類 | 決 算 額     | 算 出 基 礎 等                     |
|-----------|-----------|-------------------------------|
| 1 政務活動費   | 3,240,000 | @270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円 |
| 2 その他     |           |                               |
| 収 入 合 計   | 3,240,000 |                               |

## 支 出

| 使 途 項 目         | 決 算 額     | 左のうち政務活動費充当額 | 備 考 |
|-----------------|-----------|--------------|-----|
| 調 査 研 究 費       | 158,605   | 158,605      |     |
| 研 修 費           | 0         | 0            |     |
| 要 請 ・ 陳 情 活 動 費 | 0         | 0            |     |
| 会 議 費           | 0         | 0            |     |
| 資 料 作 成 費       | 0         | 0            |     |
| 資 料 購 入 費       | 39,156    | 39,156       |     |
| 広 報 ・ 広 聴 費     | 1,945,098 | 1,945,098    |     |
| 人 件 費           | 0         | 0            |     |
| 事 務 ・ 事 務 所 費   | 1,065,736 | 1,065,736    |     |
| 支 出 合 計         | 3,208,595 | 3,208,595    |     |

様式第 14 号（第 7 条関係）

令和 4 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 主な事業・行事名                               | 期 日        | 内 容 の 説 明                                                                                                   |
|----------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【調査研究費】</b><br>ガソリン代                | 4/1-3/31   | 市政に関する事項の調査研究時に使用した車のガソリン代として支出した。                                                                          |
| 栃木県那須塩原市<br>秋田県秋田市<br>岩手県陸前高田市<br>への視察 | 11/5       | 栃木県那須塩原市における『那須塩原市図書館みるる』、秋田県秋田市における『学力向上にかかる取組』、岩手県陸前高田市における『東日本大震災津波伝承館 いわて TSUNAMI メモリアル』について調査したもの。     |
| <b>【資料購入費】</b><br>新聞の購読                | 4/1-3/31   | 市政に関する情報収集を行うため、新聞購読を行った。                                                                                   |
| <b>【広報・広聴費】</b><br>議会レポートの発行・配布・郵送     | 5/23～3/3   | 議会活動を市民へ広報するため、議会レポートを議会終了後、計 3 回配布した。（令和 3 年度郵送費を含む）<br>発行部数は 48,000～52,000 部で、配布方法はポスティング、郵送、駅頭での手配りを用いた。 |
| 議会報告会の開催                               | 12/20～2/21 | 堺市議会で議論されている内容に関する議会報告会を開催した。                                                                               |
| 議会レポート郵送時に使用する封筒購入代                    | 3/9        | 議会レポート郵送時に使用する封筒購入代として支出した。                                                                                 |

|                       |          |                                               |
|-----------------------|----------|-----------------------------------------------|
| 駅頭での市政報告で<br>使用した駐車場代 | 4/7-3/31 | 堺市政に関する報告を駅頭で実施した際に使用した駐車場代として支出した。           |
| 【事務・事務所費】<br>事務所の賃借   | 4/1-3/31 | 市政相談及び市政に関する調査研究を行うため、堺市南区豊田において事務所を借り上げた。    |
| 備品の購入                 | 8/27-3/9 | 市役所控室・市政事務所で使用する備品（テープのり・ノート・付箋・ボールペン等）を購入した。 |

## 会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日       | 整理<br>番号 | 収入額     | 支出額    | 残額      | 内容                | 項目 | その他 |
|-----------|----------|---------|--------|---------|-------------------|----|-----|
| R4. 4. 7  | 4-1      |         | 160    | -160    | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 4. 8  |          | 810,000 |        | 809,840 | 政務活動費4～6月分受入      |    |     |
| R4. 4. 12 | 4-2      |         | 160    | 809,680 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 4. 13 | 4-3      |         | 704    | 808,976 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 4. 19 | 4-4      |         | 160    | 808,816 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 4. 20 | 4-5      |         | 528    | 808,288 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 4. 21 | 4-6      |         | 3,724  | 804,564 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 4. 21 | 4-7      |         | 3,630  | 800,934 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 4. 21 | 4-8      |         | 3,263  | 797,671 | 新聞購読代             | ⑨  |     |
| R4. 4. 21 | 4-9      |         | 4,633  | 793,038 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 4. 22 | 4-10     |         | 78,263 | 714,775 | 事務所5月分賃料          | ⑨  |     |
| R4. 4. 23 | 4-11     |         | 440    | 714,335 | 駐車場代              | ⑦  |     |
|           |          |         |        |         |                   |    |     |
|           |          |         |        |         |                   |    |     |
|           |          |         |        |         |                   |    |     |
|           |          |         |        |         |                   |    |     |
| 月 計       |          | 810,000 | 95,665 |         |                   |    |     |
| 累 計       |          | 810,000 | 95,665 | 714,335 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日       | 整理<br>番号 | 収入額      | 支出額      | 残額       | 内容                | 項目 | その他 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|-------------------|----|-----|
| R4. 5. 19 | 5-1      |          | 160      | 714, 175 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 5. 23 | 5-2      |          | 3, 392   | 710, 783 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 5. 23 | 5-3      |          | 3, 632   | 707, 151 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 5. 23 | 5-4      |          | 3, 263   | 703, 888 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R4. 5. 23 | 5-5      |          | 4, 605   | 699, 283 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 5. 23 | 5-6      |          | 82, 709  | 616, 574 | 議会レポート郵送代         | ⑦  |     |
| R4. 5. 23 | 5-7      |          | 3, 896   | 612, 678 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 5. 23 | 5-8      |          | 78, 267  | 534, 411 | 事務所6月分賃料          | ⑨  |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
| 月 計       |          |          | 179, 924 |          |                   |    |     |
| 累 計       |          | 810, 000 | 275, 589 | 534, 411 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日       | 整理<br>番号 | 収入額      | 支出額      | 残額       | 内容                | 項目 | その他 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|-------------------|----|-----|
| R4. 6. 2  | 6-1      |          | 160      | 534, 251 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 6. 15 | 6-2      |          | 528      | 533, 723 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 6. 21 | 6-3      |          | 3, 288   | 530, 435 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 6. 21 | 6-4      |          | 3, 623   | 526, 812 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 6. 21 | 6-5      |          | 3, 263   | 523, 549 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R4. 6. 21 | 6-6      |          | 4, 775   | 518, 774 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 6. 21 | 6-7      |          | 3, 825   | 514, 949 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 6. 24 | 6-8      |          | 78, 236  | 436, 713 | 事務所 7 月分賃料        | ⑨  |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
|           |          |          |          |          |                   |    |     |
| 月 計       |          |          | 97, 698  |          |                   |    |     |
| 累 計       |          | 810, 000 | 373, 287 | 436, 713 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日       | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額     | 残額        | 内容                | 項目 | その他 |
|-----------|----------|-----------|---------|-----------|-------------------|----|-----|
| R4. 7. 8  |          | 810,000   |         | 1,246,713 | 政務活動費 7～9 月分受入    |    |     |
| R4. 7. 11 | 7-1      |           | 660     | 1,246,053 | 電車代（視察利用時）        | ①  |     |
| R4. 7. 13 | 7-2      |           | 600     | 1,245,453 | 駐車場代              | ①  |     |
| R4. 7. 14 | 7-3      |           | 863     | 1,244,590 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 7. 21 | 7-4      |           | 3,279   | 1,241,311 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 7. 21 | 7-5      |           | 3,615   | 1,237,696 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 7. 21 | 7-6      |           | 3,263   | 1,234,433 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R4. 7. 21 | 7-7      |           | 5,512   | 1,228,921 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 7. 21 | 7-8      |           | 4,001   | 1,224,920 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 7. 21 | 7-9      |           | 7,710   | 1,217,210 | 航空券代              | ①  |     |
| R4. 7. 21 | 7-10     |           | 10,520  | 1,206,690 | 航空券代              | ①  |     |
| R4. 7. 21 | 7-11     |           | 6,800   | 1,199,890 | 宿泊代               | ①  |     |
| R4. 7. 21 | 7-12     |           | 7,875   | 1,192,015 | 宿泊代               | ①  |     |
| R4. 7. 21 | 7-13     |           | 7,200   | 1,184,815 | 宿泊代               | ①  |     |
| R4. 7. 22 | 7-14     |           | 78,205  | 1,106,610 | 事務所 8 月分賃料        | ⑨  |     |
| 月 計       |          | 810,000   | 140,103 |           |                   |    |     |
| 累 計       |          | 1,620,000 | 513,390 | 1,106,610 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日       | 整理<br>番号 | 収入額 | 支出額    | 残額        | 内容                | 項目 | その他 |
|-----------|----------|-----|--------|-----------|-------------------|----|-----|
| R4. 8. 22 | 8-1      |     | 3,181  | 1,103,429 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 8. 22 | 8-2      |     | 3,631  | 1,099,798 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 8. 22 | 8-3      |     | 3,263  | 1,096,535 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R4. 8. 22 | 8-4      |     | 4,592  | 1,091,943 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 8. 22 | 8-5      |     | 4,179  | 1,087,764 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-6      |     | 4,752  | 1,083,012 | 視察時謝礼品代           | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-7      |     | 820    | 1,082,192 | 高速代               | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-8      |     | 8,290  | 1,073,902 | 新幹線代              | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-9      |     | 6,760  | 1,067,142 | 新幹線代              | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-10     |     | 25,091 | 1,042,051 | レンタカー代            | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-11     |     | 3,300  | 1,038,751 | 高速代               | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-12     |     | 3,720  | 1,035,031 | 高速代               | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-13     |     | 4,622  | 1,030,409 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-14     |     | 1,340  | 1,029,069 | 高速代               | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-15     |     | 7,330  | 1,021,739 | 駐車場代              | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-16     |     | 820    | 1,020,919 | 高速代               | ①  |     |
| R4. 8. 22 | 8-17     |     | 100    | 1,020,819 | 高速代               | ①  |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日       | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額     | 残額        | 内容                   | 項目 | その他 |
|-----------|----------|-----------|---------|-----------|----------------------|----|-----|
| R4. 8. 23 | 8-18     |           | 160     | 1,020,669 | 駐車場代                 | ⑦  |     |
| R4. 8. 23 | 8-19     |           | 78,197  | 942,462   | 事務所9月分賃料             | ⑨  |     |
| R4. 8. 27 | 8-20     |           | 550     | 941,912   | 事務所備品代（市役所控室で使用する備品） | ⑨  |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
|           |          |           |         |           |                      |    |     |
| 月 計       |          |           | 164,698 |           |                      |    |     |
| 累 計       |          | 1,620,000 | 678,088 | 941,912   |                      |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日     | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額     | 残額      | 内容                    | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----------|---------|---------|-----------------------|----|-----|
| R4.9.3  | 9-1      |           | 2,790   | 939,122 | 事務所備品代（市役所控室で使用する文房具） | ⑨  |     |
| R4.9.21 | 9-2      |           | 3,286   | 935,836 | 事務所電気代                | ⑨  |     |
| R4.9.21 | 9-3      |           | 3,615   | 932,221 | 携帯電話代                 | ⑨  |     |
| R4.9.21 | 9-4      |           | 3,263   | 928,958 | 新聞購読代                 | ⑥  |     |
| R4.9.21 | 9-5      |           | 4,761   | 924,197 | 事務所電話代・インターネット接続代     | ⑨  |     |
| R4.9.21 | 9-6      |           | 2,311   | 921,886 | ガソリン代                 | ①  |     |
| R4.9.21 | 9-7      |           | 3,895   | 917,991 | ガソリン代                 | ①  |     |
| R4.9.22 | 9-8      |           | 78,188  | 839,803 | 事務所10月分賃料             | ⑨  |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
|         |          |           |         |         |                       |    |     |
| 月 計     |          |           | 102,109 |         |                       |    |     |
| 累 計     |          | 1,620,000 | 780,197 | 839,803 |                       |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日        | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額       | 残額        | 内容                | 項目 | その他 |
|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|----|-----|
| R4. 10. 7  |          | 810,000   |           | 1,649,803 | 政務活動費10～12月分受入    |    |     |
| R4. 10. 12 | 10-1     |           | 440       | 1,649,363 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 10. 12 | 10-2     |           | 237,490   | 1,411,873 | 議会レポート印刷代         | ⑦  |     |
| R4. 10. 13 | 10-3     |           | 160       | 1,411,713 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 10. 19 | 10-4     |           | 264       | 1,411,449 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 10. 21 | 10-5     |           | 3,103     | 1,408,346 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 10. 21 | 10-6     |           | 3,626     | 1,404,720 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 10. 21 | 10-7     |           | 3,263     | 1,401,457 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R4. 10. 21 | 10-8     |           | 4,606     | 1,396,851 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 10. 21 | 10-9     |           | 3,762     | 1,393,089 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 10. 21 | 10-10    |           | 78,222    | 1,314,867 | 事務所11月分賃料         | ⑨  |     |
| R4. 10. 25 | 10-11    |           | 160       | 1,314,707 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 10. 26 | 10-12    |           | 440       | 1,314,267 | 駐車場代              | ⑦  |     |
|            |          |           |           |           |                   |    |     |
|            |          |           |           |           |                   |    |     |
| 月 計        |          |           | 335,536   |           |                   |    |     |
| 累 計        |          | 2,430,000 | 1,115,733 | 1,314,267 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日        | 整理<br>番号 | 収入額         | 支出額         | 残額          | 内容                | 項目 | その他 |
|------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------------|----|-----|
| R4. 11. 21 | 11-1     |             | 3, 295      | 1, 310, 972 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R4. 11. 21 | 11-2     |             | 3, 626      | 1, 307, 346 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R4. 11. 21 | 11-3     |             | 3, 263      | 1, 304, 083 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R4. 11. 21 | 11-4     |             | 4, 578      | 1, 299, 505 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R4. 11. 21 | 11-5     |             | 3, 828      | 1, 295, 677 | ガソリン代             | ①  |     |
| R4. 11. 21 | 11-6     |             | 80, 957     | 1, 214, 720 | 議会レポート郵送代         | ⑦  |     |
| R4. 11. 22 | 11-7     |             | 160         | 1, 214, 560 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R4. 11. 22 | 11-8     |             | 78, 240     | 1, 136, 320 | 事務所 1 2 月分賃料      | ⑨  |     |
| R4. 11. 25 | 11-9     |             | 298, 410    | 837, 910    | 議会レポートポスティング代     | ⑦  |     |
|            |          |             |             |             |                   |    |     |
|            |          |             |             |             |                   |    |     |
|            |          |             |             |             |                   |    |     |
|            |          |             |             |             |                   |    |     |
|            |          |             |             |             |                   |    |     |
|            |          |             |             |             |                   |    |     |
| 月 計        |          |             | 476, 357    |             |                   |    |     |
| 累 計        |          | 2, 430, 000 | 1, 592, 090 | 837, 910    |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日        | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額       | 残額      | 内 容               | 項目 | その<br>他 |
|------------|----------|-----------|-----------|---------|-------------------|----|---------|
| R4. 12. 20 | 12-1     |           | 1,620     | 836,290 | 議会報告会会場費          | ⑦  |         |
| R4. 12. 21 | 12-2     |           | 3,237     | 833,053 | 事務所電気代            | ⑨  |         |
| R4. 12. 21 | 12-3     |           | 3,628     | 829,425 | 携帯電話代             | ⑨  |         |
| R4. 12. 21 | 12-4     |           | 3,263     | 826,162 | 新聞購読代             | ⑥  |         |
| R4. 12. 21 | 12-5     |           | 4,605     | 821,557 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |         |
| R4. 12. 21 | 12-6     |           | 3,949     | 817,608 | ガソリン代             | ①  |         |
| R4. 12. 21 | 12-7     |           | 3,600     | 814,008 | ガソリン代             | ①  |         |
| R4. 12. 21 | 12-8     |           | 2,429     | 811,579 | 事務所備品代            | ⑨  |         |
| R4. 12. 21 | 12-9     |           | 78,280    | 733,299 | 事務所1月分賃料          | ⑨  |         |
| R4. 12. 22 | 12-10    |           | 160       | 733,139 | 駐車場代              | ⑦  |         |
| R4. 12. 26 | 12-11    |           | 1,000     | 732,139 | 駐車場代              | ①  |         |
| R4. 12. 27 | 12-12    |           | 252,010   | 480,129 | 議会レポート印刷代         | ⑦  |         |
|            |          |           |           |         |                   |    |         |
|            |          |           |           |         |                   |    |         |
|            |          |           |           |         |                   |    |         |
| 月 計        |          |           | 357,781   |         |                   |    |         |
| 累 計        |          | 2,430,000 | 1,949,871 | 480,129 |                   |    |         |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日     | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額       | 残額        | 内容                | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|----|-----|
| R5.1.4  | 1-1      |           | 440       | 479,689   | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.1.5  | 1-2      |           | 160       | 479,529   | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.1.10 |          | 810,000   |           | 1,289,529 | 政務活動費1～3月分受入      |    |     |
| R5.1.10 | 1-3      |           | 160       | 1,289,369 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.1.10 | 1-4      |           | 160       | 1,289,209 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.1.11 | 1-5      |           | 440       | 1,288,769 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.1.11 | 1-6      |           | 440       | 1,288,329 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.1.23 | 1-7      |           | 3,367     | 1,284,962 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R5.1.23 | 1-8      |           | 3,628     | 1,281,334 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R5.1.23 | 1-9      |           | 3,263     | 1,278,071 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R5.1.23 | 1-10     |           | 5,028     | 1,273,043 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R5.1.23 | 1-11     |           | 3,848     | 1,269,195 | ガソリン代             | ①  |     |
| R5.1.23 | 1-12     |           | 1,760     | 1,267,435 | 事務所備品代            | ⑨  |     |
| R5.1.23 | 1-13     |           | 78,136    | 1,189,299 | 事務所2月分賃料          | ⑨  |     |
|         |          |           |           |           |                   |    |     |
| 月 計     |          |           | 100,830   |           |                   |    |     |
| 累 計     |          | 3,240,000 | 2,050,701 | 1,189,299 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日     | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額       | 残額      | 内容                | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----------|-----------|---------|-------------------|----|-----|
| R5.2.7  | 2-1      |           | 298,410   | 890,889 | 議会レポートポスティング代     | ⑦  |     |
| R5.2.7  | 2-2      |           | 75,615    | 815,274 | 事務所3月分賃料          | ⑨  |     |
| R5.2.8  | 2-3      |           | 440       | 814,834 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.2.9  | 2-4      |           | 244       | 814,590 | 事務所備品代            | ⑨  |     |
| R5.2.9  | 2-5      |           | 240       | 814,350 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.2.21 | 2-6      |           | 3,456     | 810,894 | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R5.2.21 | 2-7      |           | 3,640     | 807,254 | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R5.2.21 | 2-8      |           | 3,263     | 803,991 | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R5.2.21 | 2-9      |           | 4,774     | 799,217 | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R5.2.21 | 2-10     |           | 3,566     | 795,651 | ガソリン代             | ①  |     |
| R5.2.21 | 2-11     |           | 79,862    | 715,789 | 議会レポート郵送代         | ⑦  |     |
| R5.2.21 | 2-12     |           | 1,122     | 714,667 | 議会報告会開催案内チラシ作成代   | ⑦  |     |
| R5.2.21 | 2-13     |           | 160       | 714,507 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.2.22 | 2-14     |           | 440       | 714,067 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.2.28 | 2-15     |           | 160       | 713,907 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| 月 計     |          |           | 475,392   |         |                   |    |     |
| 累 計     |          | 3,240,000 | 2,526,093 | 713,907 |                   |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日     | 整理<br>番号 | 収入額 | 支出額     | 残額      | 内容                | 項目 | その他 |
|---------|----------|-----|---------|---------|-------------------|----|-----|
| R5.3.1  | 3-1      |     | 57,299  | 656,608 | 事務所4月分賃料          | ⑨  |     |
| R5.3.2  | 3-2      |     | 160     | 656,448 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.3.3  | 3-3      |     | 188,430 | 468,018 | 議会レポートポスティング代     | ⑦  |     |
| R5.3.3  | 3-4      |     | 89,430  | 378,588 | 議会レポートポスティング代     | ⑦  |     |
| R5.3.7  | 3-5      |     | 160     | 378,428 | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.3.8  | 3-6      |     | 291,170 | 87,258  | 議会レポート印刷代         | ⑦  |     |
| R5.3.9  | 3-7      |     | 160     | 87,098  | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.3.9  | 3-8      |     | 13,915  | 73,183  | 議会レポート郵送用封筒印刷代    | ⑦  |     |
| R5.3.14 | 3-9      |     | 1,920   | 71,263  | 事務所備品代            | ⑨  |     |
| R5.3.15 | 3-10     |     | 440     | 70,823  | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.3.16 | 3-11     |     | 400     | 70,423  | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.3.16 | 3-12     |     | 240     | 70,183  | 駐車場代              | ⑦  |     |
| R5.3.22 | 3-13     |     | 3,695   | 66,488  | 事務所電気代            | ⑨  |     |
| R5.3.22 | 3-14     |     | 3,638   | 62,850  | 携帯電話代             | ⑨  |     |
| R5.3.22 | 3-15     |     | 3,263   | 59,587  | 新聞購読代             | ⑥  |     |
| R5.3.22 | 3-16     |     | 4,591   | 54,996  | 事務所電話代・インターネット接続代 | ⑨  |     |
| R5.3.22 | 3-17     |     | 3,772   | 51,224  | ガソリン代             | ①  |     |
| R5.3.22 | 3-18     |     | 19,819  | 31,405  | 議会報告会案内チラシ郵送代     | ⑦  |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

| 年月日 | 整理<br>番号 | 収入額       | 支出額       | 残額     | 内容     | 項目 | その他 |
|-----|----------|-----------|-----------|--------|--------|----|-----|
|     |          |           |           |        | 3/31残額 |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
|     |          |           |           |        |        |    |     |
| 月 計 |          |           | 682,502   |        |        |    |     |
| 累 計 |          | 3,240,000 | 3,208,595 | 31,405 |        |    |     |

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

|                          |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 管理責任者<br>(議員名)           | 伊豆丸 精二                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
| 事務所名                     | 堺市議会議員伊豆丸精二事務所                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
| 所在地                      | 〒590-0106<br>堺市南区豊田1224-1 泉北サンシャインビル202<br>TEL 072 ( 289 ) 5858                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
| 兼用の有無                    | <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社豊翔 )                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
|                          | 他用途との兼用<br><input checked="" type="checkbox"/> 有 $\Rightarrow$<br><input type="checkbox"/> 無                                                                        | <input type="checkbox"/> 私的使用                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                    |
|                          |                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 後援会事務所                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
|                          |                                                                                                                                                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所                                                                                                                                                                                                                                                    |                                    |
|                          |                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)                                                                                                                                                                                                                                                            |                                    |
| 延べ面積                     | 36.37 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                | 賃借料                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 月額 91,070 円<br>(政務活動費充当額 72,856 円) |
| 政務活動事務所<br>として使用する<br>割合 | 80%                                                                                                                                                                 | (次のいずれかの説明方法を選択)<br><input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による    使用面積 29.096 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> )<br><input type="checkbox"/> 使用時間による    月                      時間のうち                      時間                                                                              |                                    |
| 事務所関連経費<br>按分比率など        | 維持管理<br>経費                                                                                                                                                          | <input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 80 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 80 %<br><input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80 %<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 (共用廊下部分共益費・事務所備品代、携帯電話代、プリンターインク代・事務所電話代・インターネット接続代)・・・ 80 % |                                    |
|                          |                                                                                                                                                                     | 駐車場<br>賃借料                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 月額 6,600 円<br>(政務活動費充当額 5,280 円)   |
|                          | 80%                      (政務活動費充当額 5,280 円)                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
| 【所在地】 堺市南区豊田1225-7       |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
| 所有区分                     | <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 (                      )<br>※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |
| 備 考                      |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                    |

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 賃貸借契約証書

泉北サンシャインビル 202号

堺市市議会議員

伊豆丸 精二 様

スター不動産株式会社

# 建物賃貸借契約書

|                                                                                                         |                 |         |        |             |      |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|--------|-------------|------|-------|
| 名 称                                                                                                     | 泉北サンシャインビル      |         |        |             |      |       |
| 所 在 地                                                                                                   | 大阪府堺市南区豊田1224-1 |         |        |             |      |       |
| 構 造                                                                                                     | 鉄骨ALC           |         | 造      | 3 階建        |      | 2 階部分 |
| 住 戸 番 号                                                                                                 | 202             |         | 号室     |             |      |       |
| 契 約 期 間                                                                                                 | 平成30年11月1日      |         | ～      | 平成32年10月31日 |      | 2 年間  |
| 敷 金                                                                                                     | 金               |         | 0      | 円也          |      |       |
| リフォーム代                                                                                                  | 金               |         |        | 円也          |      | (税別)  |
| 家 賃                                                                                                     | 金               |         | 73,700 | 円也 (月額)     |      | (税別)  |
| 共 益 費                                                                                                   | 金               |         | 10,000 | 円也 (月額)     |      | (税込)  |
| 温水器電気代                                                                                                  | 金               |         | 実費     | 円也 (月額)     |      |       |
| 自治会費等                                                                                                   | 金               |         | 0      | 円也 (月額)     |      |       |
| 支 払 方 法                                                                                                 |                 |         |        |             |      |       |
|                                                                                                         | 金融機関名           | 三井住友    |        | 銀行          | 泉北とが |       |
|                                                                                                         | 普通口座            | 口座番号    |        | No.         |      |       |
|                                                                                                         | 口座名義人           | カ)ホウショウ |        |             |      |       |
| 賃 貸 人                                                                                                   | 株式会社 豊翔         |         |        |             |      |       |
| 賃 借 人                                                                                                   | 堺市市議会議員 伊豆丸精二   |         |        |             |      |       |
| 付帯設備<br>又は備品                                                                                            | 壁               | クロス貼り   | 備品1    |             | 備品5  |       |
|                                                                                                         | 床               | Pタイル貼り  | 備品2    |             | 備品6  |       |
|                                                                                                         | 天井              | クロス貼り   | 備品3    |             | 備品7  |       |
|                                                                                                         | 照明器具            | 有り      | 備品4    |             | 備品8  |       |
| ( 鍵 番 号 )    メーカー名                                  No. ,                                  (         )本 |                 |         |        |             |      |       |
| 上記 鍵を受領しました                                  氏 名                                  ㊞                     |                 |         |        |             |      |       |
| 特 記 事 項                                                                                                 |                 |         |        |             |      |       |

標記賃貸人(以下甲という)と同賃借人(以下乙という)とは、標記の建物及び附属する設備(以下本物件という)の賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

- 第1条 (使用目的の制限)  
乙は本物件を 事務所 として使用する。  
2. 乙は甲の書面による承諾を得ずして賃貸物件を前項以外の目的に使用してはならない。
- 第2条 (賃貸借の期間)  
賃貸借期間は標記のとおりとし、甲及び乙の双方が異議なき場合、同一期間の自動更新とする。
- 第3条 (家賃及び共益費)  
1. 乙は、家賃及び共益費を、甲に対して標記のとおり支払うものとする。尚、支払いにかかる振込・口座振替等の手数料は乙の負担とする。  
2. 本契約が月の途中で締結されたときの家賃及び共益費等は、締結月の実日数による日割計算とし本契約が月の途中で終了したときは日割計算せず終了月分全額を支払う。  
3. 家賃及び共益費等は、租税、その他の負担の増加、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動、近隣比較等から不当となった場合、甲はこれらを改定することができるものとする。  
4. 乙は、家賃及び共益費等の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.5%(1年365日)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- 第4条 (保証金・敷金・礼金)  
1. 乙は甲に対し、本契約の締結時に標記の保証金、敷金を預託するものとする。  
2. 保証金、敷金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し、その他この契約による債務の履行を完了した後、1ヶ月以内に甲より乙に返還する。尚、返還にかかる費用は乙の負担とする。※保証金は、解約引がある場合、標記金額を差し引いた残金を甲より乙に返還する。  
3. 乙に、本契約による債務の不履行があるときは、甲は何時でも保証金、敷金を第2項の返還金額の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、乙よりこの充当を請求できない。  
4. 保証金・敷金の返還請求権を他に譲渡し、又は担保として提供することはできない。  
これに基づき、甲は乙の代理人による保証金返還請求があっても支払を拒否する事が出来る。  
5. 乙はこの契約の締結時に表記の礼金を甲に支払い、甲は、契約締結後においては理由の如何を問わず礼金を返還しない。  
6. 礼金は賃貸借契約の借主となる乙の対価として授受される。
- 第5条 (公共料金等の負担)  
乙は、本物件の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の料金を賃料、共益費とは別に支払うものとする。
- 第6条 (注意義務)  
1. 乙は又は乙の使用人、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。  
2. 乙は、本物件で次の行為をしてはならない。  
① 鉄砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造、または保管。  
② 配水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物品を流すこと。  
③ 大音量、高音を発するテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏、カラオケ等。  
④ 騒音、悪臭の発生、その他環境、公衆衛生を害する行為。  
⑤ 経、延の改変または追加等により、本物件の管理業務に支障を及ぼす行為。  
⑥ 公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。  
⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。  
⑧ 動物の飼育、または一時的持込み。  
⑨ 大型の金庫、ピアノその他重量物の搬入、または備え付け。  
3. 乙は本物件に関して、別途使用規則等が定められている場合、これを遵守しなければならない。
- 第7条 (賃借権の譲渡及び転貸の禁止)  
1. 乙は、本物件の全部、または一部につき、たとえ一時的にせよ、賃借権の譲渡、転貸もしくは、使用貸借その他名目の如何を問わず、第三者に使用、管理させてはならない。営業権譲渡、合併その他による包括継承の場合も同様である。  
2. 乙は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
- 第8条 (暴力団、政治団体等の制限)  
1. 乙または乙の居住者が、次の各号に該当すると甲において認めた場合、甲は何等催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。  
① 覚せい剤等麻薬類の使用・密売・賭博、死傷等あらゆる犯罪の供用場所としたとき、及び甲がそれに相当すると認めたとき。  
② 暴力団、政治団体等の事務所等として使用したとき、または看板、代紋等の表示をしたとき。  
③ 本物件及び本物件周辺において、一見して暴力団、政治団体等関係者と認められるような服装・態度等で徘徊、若しくは放談高吟すること等により、近隣住民等に不安を抱かせる行為をしたとき。
- 第9条 (身分等の変更の通知)  
乙においてその住所、商号、営業目的、その他身分上に変更があったときは、乙は、遅滞なく甲に通知するものとする。
- 第10条 (修理等費用の負担)  
1. 本物件が乙又は乙の使用人の責任に帰さない損耗により、その建物の躯体の使用に支障が生じたときに限り、甲がその義務を負う。  
2. 乙又は乙の使用人の責任に基づく事由により本物件が損傷・毀損したときは、乙がその修理の義務を負う。この場合、乙は甲の指示によりこれを修理するか、またはこれによって生じた損害を甲に賠償する。
- 第11条 (損害賠償)  
1. 乙又は乙の使用人が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。  
2. 甲・乙いずれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた本物件の損害については、その賠償の責に任ずる者を甲・乙協議の上で定めるものとする。
- 第12条 (立入)  
甲は、本物件の維持、修理、防犯等のために必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め乙の承諾を受けるものとする。但し、緊急のときはこの限りではないが、甲は後日その旨を通知するものとする。
- 第13条 (甲の免責事項)  
1. 次に掲げる乙の損害に対して、甲は責任を負わない。又、乙はその損害を理由に家賃等甲に対する一切の債務の減額あるいは履行の延期を請求できない。  
2. 盗難・火災・天災(地震・落雷・風水害等)及び戦争・暴動・爆発・放射能汚染・自然発火・法規制等に基づく一切の損害。  
3. 他の賃借人の責に於いて発生した一切の損害。  
4. 本物件設備効果の善悪、操作運転中の事故並びに故障・修理等に起因する一切の損害。  
5. 甲が行う本物件及び諸設備の改修工事、又はそれに伴う運転停止等に起因する一切の損害。
- 第14条 (解約)  
1. 乙が本契約を解約するときは、遅くとも 1 ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により甲に申し入れる。  
2. 前項の申入れの撤回、取消しはできない。  
3. 乙の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、乙は、その申入れ日の 1 ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。  
4. 甲が本契約を解約するときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。

第15条 (契約の解除)

1. 乙が下記の一つでも該当する事実があったとき、甲は、何等催告を要せずして直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、何等異議なく本物件を甲に明渡さなければならない。又、これにより生ずる甲の損害を乙は賠償しなければならない。
  - ①賃料の支払いを1ヶ月分以上遅延したとき。
  - ②賃料等の支払いを再三遅延するなど、甲、乙の信頼関係が著しく害されたとき。
  - ③入居申込書、本契約書等に事実でない記載があったと判明したとき。
  - ④故意または、過失により、本物件を毀損したとき。
  - ⑤敷金をもって賃料等その他、乙が甲に対して、有する一切の債務に充当することを甲に請求したとき。
  - ⑥乙または、連帯保証人が仮押さえ、仮処分、強制執行または、競売の申し立てを受けたとき。
  - ⑦乙または、連帯保証人に破産、民事再生法、会社更生法の申請、または、会社整理手続き開始の申し立てがあったとき。
  - ⑧乙において保佐開始、後見開始の各審判があったとき。
  - ⑨本契約の各条の一つでも違反したとき。
- ⑩甲は乙が所在不明のため本条項1項から9項の事由に基づく契約の解除の意思表示が出来ないときは当然契約は解除されたものとし、乙は甲が本物件に立ち入り使用する事、若しくは第三者に賃貸しても何等異議無いものとする。この場合本物件内に乙の残存物、遺留品がある場合は第20条1項から4項の処置をとり、処分しても何等異議無いものとする。

第16条 (本物件の現状変更)

1. 乙が諸造作、設備の新設、付加除去、改造又は取り壊しを行い、その他本物件の現状を変更する場合、若しくは本物件内に重量物を搬入し又はその内部、周囲に看板、掲示板、広告標識、注意書き等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければ着手できないものとし、これに関する一切の費用は乙の負担とする。さらに工事中に於いては他の賃借人に迷惑を及ぼさないように、乙は工事施工者に厳守させなければならない。万一他の賃借人との間に紛争等が生じた場合は乙が責任をもって解決する事。

第17条 (乙の管理責任)

1. 乙は本物件及び付属物件を善良なる管理者の注意をもって乙の費用で維持管理するとともに、環境の浄化・各種防災等に万全を図らなければならない。
2. 本物件に乙が新たに鍵を設置するときは、甲の承諾を受けた後乙の費用に於いて行い、その合鍵を甲に預ける事。又本物件の鍵を紛失したときは甲にその旨を通知し、甲の指示に従う事。
3. 本物件に対し、乙の費用にて火災保険・店舗休業保険・盗難保険等に参加する事。

第18条 (明け渡し)

1. 本契約終了と同時に乙は本契約書の返還と次の各項の定めに従い本物件を明け渡す。
2. 乙は乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、什器、商品その他一切の買取り請求を乙は甲にしない。
3. 乙の故意又は過失により破損した部分がある時、乙はこれを修理するか若しくは損害を賠償しなければならない。
4. 本契約終了日までに明け渡し完了しない場合は、契約終了日より明け渡し完了日までの期間について家賃等及び甲に損害ある場合は損害金を合わせて乙は甲に支払わなければならない。又甲が明け渡し訴訟等を提起したときは甲が支出した弁護士費用を含む一切の訴訟費用及び明け渡し費用の全額を乙が負担する。
5. 本契約終了日以降、本物件内に乙の残存物・遺留品がある場合、乙は一切の権利を放棄し、甲は任意に乙の費用をもってこれを処分しても意義無いものとする。

第19条 (契約の消滅)

1. 天災、地震、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。
2. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を乙の費用で賃借時の原状に復し、甲に明渡すものとする。
3. 乙は甲に対し、前項の明渡しに際して、本物件の鍵全部を返還し、明渡し当日までの第6条の諸料金の支払を完了したうえ、その領収書を提示する。乙がこの返還及び提示をしないときは、甲は敷金の返還を留保することができる。
4. 乙の明渡しが遅延したときは、乙は遅延期間中の賃料、共益費の3倍相当の明渡し遅延損害金を支払う。
5. 乙の明渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害も併せて賠償するものとする。
6. 乙は、本物件の明渡しに際して、甲に対し、造作買取、必要費・有益費等、その他名目の如何にかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第20条 (連帯保証)

1. 連帯保証人(以下丙という)は、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を、乙と連帯して負担しなければならない。
2. 丙は、本契約が終了し本物件が完全に明渡された時点で、連帯保証の責を逃れることができない。
3. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知するものとする。
4. 乙は、丙が死亡・破産・成年後見人・無資力または、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状態になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。またこの場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更するものとする。

第21条 (乙から連帯保証人への委任)

1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明け渡し、及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。乙は、丙が委任された権限を行なったことにつき、丙・甲または関係者に対して、不服の申立てまたは損害賠償その他の請求をしないものとする。
  - ①乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、または再三遅延し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
  - ②乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
  - ③乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することはできない。

第22条 (規定外事項)

1. 本契約に定めのない事項については、関係法規及び慣習に従い甲、乙誠意をもって、協議の上解決にあたるものとする。

第23条 (合意管轄裁判所)

1. 本契約に起因する紛争について、訴訟を提起する必要がある場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに、甲、乙及び丙は合意するものとする。

特約事項

|  |
|--|
|  |
|--|

平成 30 年 11 月 / 日

後記契約の証として本契約書2通を作成し、貸貸人、賃借人記名押印の上、各自1通を保有する。

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

貸貸人 (甲) 住 所

氏 名

代表取締役

吉田 勲

TEL

TEL 072-292-3080

賃借人 (乙) 住 所

氏 名

堺市 伊豆丸 精二

TEL

勤 務 先

堺市議会

TEL

勤務先住所

堺市堺区南瓦町 3番1号

連帯保証人 (丙) 住 所

氏 名

TEL

勤 務 先

TEL

賃借人(乙)との関係

印 実印

仲介業者

免 許 番 号

事務所所在地

商 号

電 話 番 号

登 録 番 号

氏 名

氏 名

免 許 番 号

事務所所在地

商 号

代表者氏名

登 録 番 号

氏 名

氏 名

宅 地 建 物

取引主任者

担 当 者

仲介業者

宅 地 建 物

取引主任者

担 当 者

駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊 翔

貸主

堺市市議会議員

と借主 伊豆丸 米青二

は末尾表示物件（以下本物件という）

について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

- 第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。
- 第2条 賃貸借の期間は平成30年 11月 / 日より平成 年 月 日までの1年間とする。  
2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。
- 第3条 賃料は月額 6,000 / 台 円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する方法で貸主に支払うものとする。  
2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。  
3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。
- 第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 [REDACTED] 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。
- 第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。
- 第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。
- 第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。  
2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。
- 第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示  
所在地

馬車場 NO. [REDACTED]  
豊田 1225 - 7

本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自老通を保有する。

平成30年11月1日

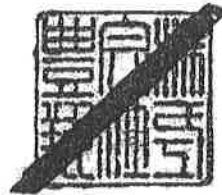
貸主 住所

名前

株式会社 豊 翔

堺市南区豊田1224-1

TEL 072-292-3080



借主 住所

名前

堺市 [REDACTED]

[REDACTED]  
人尹豆丸 米青二



## 出張報告書

令和4年9月19日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

### 記

1. 目的 那須塩原市における『那須塩原市図書館みるる』  
秋田市役所における『学力向上に係る取組』  
陸前高田市における『東日本大震災津波伝承館 いわて TSUNAMI メモリアル』について調査したもの。

2. 期間 令和4年7月12日（火）～14日（木）

3. 日程等

| 月 日 |          | 時 刻         | 出張先（都市・施設名等） |
|-----|----------|-------------|--------------|
| ①   | 7月12日（火） | 9:30～11:30  | 栃木県那須塩原市     |
| ②   | 7月13日（水） | 10:00～11:45 | 秋田県秋田市       |
| ③   | 7月14日（木） | 9:00～11:00  | 岩手県陸前高田市     |

4. 面談者

栃木県那須塩原市図書館『みるる』 館長 [REDACTED]

同 管理係長 [REDACTED]

株式会社 図書館物流センター [REDACTED]

秋田市役所秋田市議会事務局 議事課 課長 [REDACTED]

同 課長補佐 [REDACTED]

同 調査担当副参事 [REDACTED]

同 調査担当 [REDACTED]

秋田市役所教育委員会事務局 学校教育課 副参事 [REDACTED]

同 主席主査 [REDACTED]

陸前高田市いわて TSUNAMI メモリアル 主査 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって～堺市の現状認識～

(1) 那須塩原市図書館『みるる』

本市における図書館事業の課題については、令和4年1月19日視察時の出張報告書にも記載の通り（①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること）である。

堺市の財政収支は非常に厳しい状況が続いており、令和2年には堺市財政危機宣言が発出された。このような状況の中、施設建設・運営にあたっては、これまでのような全額税投入で、かつ、図書館事業単体での運営では、幅広い世代の利用者を見込むことは出来ない。

この点、那須塩原市図書館『みるる』は、中・高校生から子育て世代の親まで幅広い声を踏まえ、これまでの図書館像とは大きく異なるカフェやギャラリーを設置することで利用者の交流を図った結果、グッドデザイン賞 2021 を受賞し、リニューアル前から2割以上の来場者数を達成した。

このように、これまでの図書館像を根本から変えた画期的な取組がみられる那須塩原市図書館『みるる』は、既存の図書館運営と何が異なるのか、どのような点を工夫しながら提供サービスの向上を実現しているのかについて、堺市が抱える上述の課題を踏まえながら視察を実施したものである。

(2) 秋田市における学力向上に係る取組について

全国学力・学習状況調査（学力テスト）によると、堺市の状況（令和3年度）は、小学生において国語・算数共に全国平均・府平均を下回った。中学生において国語は全国平均を下回り、府平均と同等、数学において全国及び府平均を下回っている。

この要因として、学力低位層が一定数存在することが、全体の数値を引き下げる要因となっている。堺市では、学力向上に向けた様々な取組を実施しているが、いまだその効果は表れていない。

この点、秋田市では、毎年、全国学力・学習状況調査において、常に上位に位置する好成績を収めている。そこで、秋田市では具体的にどのような取組を実施しているのか、全国学力・学習状況調査をどのように現場へフィードバックしているのか、という観点から視察を実施したものである。

(3) 東日本大震災津波伝承館 いわて TSUNAMI メモリアルについて

2011年3月11日に発生した東日本大震災において、陸前高田市は、最大津波浸水高17.6m、津波浸水面積13km<sup>2</sup>（市全体の5.5%）を記録した。人的被害は、死者1,555名、行方不明者204名、計1,759名（全人口の7.3%）に上った。一方、物的被害は、家屋被害の全壊3,805棟、大規模半壊・半壊236棟、一部損壊3,988棟、計8,029棟という壊滅的な被害を受けた。東日本大震災を踏まえ、これだけ多くの被害が発生した要因や、得られた教訓は何か、という観点から視察を実施したものである。

## 2. 那須塩原市図書館『みるる』について

### (1) 施設概要

那須塩原市図書館『みるる』は令和2年9月1日、黒磯駅前に開館した。屋内延床面積は4,654㎡、蔵書数は約16万冊(図書収納能力は開架約10万冊、閉架約10万冊)。開館時間は午前10時から午後9時まで(土日、祝日は午後6時まで)。運営形態は市の直営(一部業務委託)。人員体制として市職員3名(館長及び担当者)・業務委託25名の計28名で運営している。建設費用は約25億9千万円(設計・工事費込、国費込：補助率42%。整備補助事業)、市費17億円程度。年間維持費は約1億7千万程度。

### (2) 施設コンセプト

那須塩原市では、モータリゼーションの進展や郊外大型店出店等の影響による無秩序な拡散型都市構造(スプロール化)が課題となっている。中心市街地である黒磯地区においても、利用者数の減少等街の活性化が求められる状況にあった。そのような中、駅周辺を中心拠点区域として、駅前広場を含む図書館整備計画を制定(平成26年黒磯駅前再生整備計画)、プロポーザルコンペによって設計者を決定した。なお、設計者は地元出身の伊藤麻里が100を超えるプロポーザルを勝ち抜き、施工業者も地元事業者3社による事業とするなど、地元に根差した施設設計を進めた。

先述の那須塩原市が抱える課題を踏まえ、本施設では『利用者の交流促進』『地域の活性化』『街の魅力発信の拠点となる図書館』という施設コンセプトを定め、かかるコンセプトの実現を目指した施設整備・運営を行っている。

ハード整備においては、施設に窓ガラスを多用し、光の入る設計を意識するとともに、内部の活動を積極的に「見せる」ことを重視している。また、多様な世代の利用を促すよう、1階には多目的な用途を集め、館内を通り抜けられる『みるるAve.』という通り抜けのできる造りとした。

本施設の特徴として、①おしゃべり②飲食③館内写真撮影の三つが挙げられる。

一つ目のおしゃべりは、交流というコンセプトを実現するべく、おしゃべり禁止としない＝おしゃべりして良いというルールを定めている。

二つ目の飲食については、ふた付きの飲み物は全館で可、1階の一部には食事可能エリアを設定した。

三つ目の館内写真撮影について、館内では、原則写真撮影可とした(ただし、他の利用者や著作権法への配慮など、声掛けなどを通じたモラル育成を図っている)。

その結果、幅広い年齢層から利用いただいているが、中でも学生の利用が多いという特徴がある。その他、旅行者の立ち寄りなども見られる。当館が実施したアンケート結果によると、大多数の利用者が満足、やや満足と回答するなど、概ね好評を得ている。議会でもお洒落で素敵な図書館であると概ねプラスの反応を得ている。

駅前空間と図書館が一体化したデザインは、地域の暮らしの質を向上させると同時に、本に接する機会を増やし、図書館本来の役割をより一層強化する仕掛けとなっている。

### (3) 来館者数

令和3年度来館者数は298,837人に上った。令和4年度は30万人突破を目指し、今後、施設前広場との一体活用（イベントの実施等）による集客を図っていく。

#### （4）レイアウト

本棚の高さは7mあるため、下から4mまでを展示貸出用として利用し、上部の空いたスペースには本施設の選書家幅允孝氏が本から抜き出した言葉の彫刻を装飾している。その他、表紙が見えるような「面だし」の活用や2か月おきに内容が刷新される小さな企画展示の実施、統一したレイアウトルールの設定など独自の工夫を行っている。

#### （5）新しいサービス・取組

当該施設では、電子図書館サービスの開始（R2.7.1開始）やタブレット運用（10台）による本の検索、利用者の登録者カードの作成、動画での説明、書籍除菌機の設置、利用者が本のバーコードを読み取り、貸し出しを行うセルフ貸出機の設置、無線LANサービスなどこれまでの図書館では実施していなかった新たな取組みを実施している。

#### （6）学習スペースの設置

外の音を遮って集中して勉強ができる独立した「サイレントラーニングスペース」、数人で話し合いながら利用できる「グループ学習スペース」、1人で集中できる「個人学習ブース」を設置するなどし、多くの学生利用を実現している。

#### （7）キッズスペースの設置

本棚に囲まれた親子で楽しめる幼児向けの安全な図書スペース「えほんのもり」、児童向けスペースである「まなびのもり」、子どもたちがベンチに腰掛け、読書を楽しめる「森のポケット」を配置することで、子育て世代の交流を促す施設設計となっている。

#### （8）カフェの併設

図書館利用者だけではなく市民や観光客など駅を利用する人が一息つける場所として、図書館内にカフェが設置されている。カフェの利用者は、平日冬50～60人、夏100人程度、休日冬100人、夏150人程度の利用があり、順調に収益を上げており利用者の評判も高いとのこと。当該施設はカフェの運営会社から施設利用料を収入として受け取っている。

#### （9）みるるAve

図書館を突き抜ける形で大きな通り（みるるAve）を設計している。この通りには、幼児や児童の居場所となる「こどものもり」、美味しいパンとコーヒーが楽しめるカフェ、最新の新聞やニュースに触れるニュースエリア、市民の創作の場「みるるラボ」、多目的な交流ゾーン「森のポケット」などの空間が緩やかに接しており、通りすがりの人々に学びと賑わいを提供し、新たな市民交流が育まれる場所となっている。

#### （10）各種イベント

当館では、上述の通り2か月おきに内容が刷新される展示スペースを設置しているが、4名の学芸員が展示スペースでの企画・運営について担っている。

その他、アート展やビブリオバトル、アートイベントや親子向けイベントなど、様々なイベントを実施している。

#### （11）選書における工夫

選書にあたっては、利用者・来館者からの要望を受け付け、原則要望図書の8割方を購入している。購入できない場合は、県内の図書館や全国の図書館から借りてくことで利用者のニーズに応える取組を実施している。また、選書家幅允孝を登用した新たな選書の視点も取り入れている。

#### (12) 施設の運営手法

那須塩原市には3つの図書館がある。栃木県では指定管理者制度の採用に前向きであり、採用実績も高いという背景もあり、旧黒磯図書館（みるるの閉館を踏まえて、旧黒磯図書館は閉館した。）は指定管理者制度を採用していた。

当初、本施設についても指定管理者制度も検討したが、ランニングコスト等詳細な積算が十分に出来ていなかったため、まずはレファレンス機能における一部委託という形で施設運営を開始している。開館から5年間は一部業務委託をする予定であるが、今後、指定管理者制度の導入も含めて詳細な検討をしていくとのことである。

この点、施設検討の際、知の拠点である図書館に指定管理者制度は馴染まない、という主張も一部にはあったが、これまでのところ、本市ではおおむね順調に運営できているというのが館長個人の感想である。

### 3. 秋田市における学力向上に係る取組について

#### (1) 秋田市の概要

秋田市の人口は約304,000人（平成9年から中核市へ移行）。高齢化率は32.3%と高い状況にある。令和3年度は321名の移住者があり、移住の目的の一つに秋田市が実施している教育施策が挙げられる。学校数は小学校41校、中学校24校（うち児童自立施設内学校小中各1校）、高校2校、専修学校1校の計68校。児童生徒数は約19,700人（小学校13,000人、中学校6,700人）、教職員数は約1,420人（小学校870人、中学校550人、非常勤講師を除く）、指導主事数は18人。

#### (2) 学力向上に向けた具体的な取組み

秋田市における教育施策のキーワードは『自立と共生』にある。この目標の実現に向けて『徳・知・体』の調和がとれた子供をはぐくむ取組を推進している。なお、秋田市教育委員会では、通常言われる『知・徳・体』ではなく『徳・知・体』としており、これらは三輪車にたとえられ、前輪の役割を果たすものが徳である、という考えからである。具体的な取組みは以下の通り主に3つ挙げられる。

##### ① 学校訪問での指導

学校訪問には計画訪問・要請訪問の2種類があり、計画訪問では、市内全校を、毎年1日をかけて訪問し学校へのヒアリング及び全ての学級の授業参観を実施している（今年度、小学校は6・7月訪問、中学校は11・12月訪問）。また、小中高大の連続性を意識した取り組みの一環として、秋田大学教授、准教授、公立美術大学教授1名に教科指導員として訪問してもらい、算数・数学・英語・道徳の各教科の指導について助言をいただいている。年度終わりの1月中旬に教員と大学の教授が集まり、教授の視点からのアドバイスをいただいております。提言内容についてはHPでも公開している。

## ②教職員研修の実施

教職員研修として、令和4年度は全63講座を開講し、各教科等の専門研修も実施している。なお、校長会からの強い要望で、平成22年度～全市一斉授業研修会も実施している。この授業研修会では、実際の授業を撮影し、その後授業内容を視聴、改善点を出し合いながら授業改善に繋げる取組を実施している。その他、GIGAスクール構想の推進を念頭に、協働学習ソフト（Teams）の使い方の研修やテレビ会議システムの使用方法に関する研修なども積極的に実施している。

## ③学力調査等の活用

秋田市では、子供たちの「学力の向上は必要である」という認識を共有し、課題の一つとして学力向上を挙げている。現状認識のツールとして、①全国学力・学習状況調査（学力テスト）、②秋田市基礎学力調査、③秋田県学習状況調査の三つの学力調査を実施している。この点、秋田市教育委員会では、学力調査は子どもたちの学習状況を把握する資料の一つとして捉えられており、かかる調査を実施する真の目的は「授業改善のため」「学習指導の改善のため」との考え方が根底にある。従って、三つの学力調査で得られた調査結果は教員による学習指導の改善充実に生かすもの（どうすれば授業改善ができるのか）であり、改善の取組は生徒ではなく、あくまでも学校というスタンスであり、市教委はそれらの取組を支える立場にある。

このような考えに至った背景には、学力の向上を図るためには、「一番長い時間を有する授業が楽しくなければ、学校は楽しくない」、知識や詰め型の指導だけではなく、「分かった」と思える授業の改善が最も大切なことである、との認識に基づくものである。授業中における「わかった」「出来た」という感覚は学力向上だけではなく、学校生活が楽しくなる一因にもなる。

その他、伝統的な取組みとして、秋田市では、数十年前から家庭学習ノートを実施しており、学校では内容を指定する宿題に加え、この家庭学習ノートを宿題として課している。家庭学習ノートは絵日記形式のものや、自らが調べたものをまとめる形で取り組んでいる。この家庭学習ノートについて、秋田市の子どもたちは当たり前のように取り組んでいる、とのことである。

### （3）その他

GIGAスクール構想について、生徒1人に1台配布されているタブレットの活用状況について、コロナによる学級閉鎖の場合はタブレットを自宅へ持って帰るが、基本は学校で使用する事となっている。学校にもよるが、授業の中で積極的に活用されている。

また、これまでの画一斉授業の転換を図るべく、秋田県全体で「秋田の探求型授業」の方向性が示されており、授業の見通し、考え、振り返りというプロセス、学びあいの時間を必ず持つような取組を大事にするという方針が示されている。

課題として高齢化と共に少子化も進展しており、それに伴って、学校間における人数格差も生じている。現在、秋田市教育委員会では適正配置を進めるべく、大人の事情が先行しないよう「この地域の学校の姿はどうあるべきか？」という議論からスタートし、地域の中で認識を得る取組をしている。また、近年指摘されている小中連携の取組につ

いては、マンパワーが決定的に不足しており十分な取組は出来ていない状況にある。

#### 4. 東日本大震災津波伝承館『いわて TSUNAMI メモリアル』について

##### (1) 施設概要

本施設は、震災による犠牲者への追悼と鎮魂、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すことなどを目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を国・県と連携し、整備された、『高田松原津波復興祈念公園』内に位置する施設である。高田松原津波復興祈念公園内には、約7万本の松のなかで唯一残り、復興のシンボルとなった『奇跡の一本松』、高田松原の中に建っていた宿泊施設『ユースホステル』、最上部を残して水没し、内部は激しく破壊され、3名の避難者が14.5mの津波から難を逃れた『旧道の駅タピック45』、津波で1階から4階が完全に水没し、5階のベランダの化粧パネルだけが残し、一見して津波が到達した高さが分かる『下宿定住促進住宅』、鉄筋コンクリート3階建ての校舎が屋上まで水没した『気仙中学校』など様々な震災遺構が整備・保存されている。

そのような中、本施設は先人の英知に学び、東日本大震災津波の事実と教訓を世界中の人々と共有し、自然災害に強い社会を一緒に実現することを目指し、東日本大震災津波を乗り越えて進む姿を、支援への感謝と共に発信している。

館内は、津波災害を歴史的・科学的視点からひもとき、古来、育まれてきた知恵や技術、文化を見つめなおし、自然と共に暮らす意味を考えるゾーン1『歴史をひもとく』、被災した実際のもの(消防車や看板、鉄橋等)、被災の現場をとらえた写真、被災者の声、記録などを通じて東日本大震災津波の事実を見つめるゾーン2『事実を知る』、逃げる・助ける・支えるなど、東日本大震災津波の時の人々の行動をひも解くことで、命を守るための教訓を共有するゾーン3『教訓を学ぶ』、国内外からいただいている多くのご支援に対する感謝の気持ちと共に、東日本大震災津波を乗り越えて前へと進んでいく被災地の姿を伝えるゾーン4『復興を共に進める』から成る。

##### (2) 教訓

岩手県の三陸沿岸は平安時代の貞観津波や明治三陸大津波、昭和三陸大津波など、歴史上多くの津波被害が発生したエリアである。このような教訓を踏まえて、「津波の時はてんでんこ」という教えが伝えられてきた。「てんでんこ」とは、「それぞれに」「各自で」という意味の方言である。この意味は、「津波が来たら、周りを気にせず、てんでんばらばらに、それぞれで逃げなさい」ということである。

三陸地方では、昔から人々は子供や孫が津波から逃げ遅れることのないように「津波の時はてんでんこ」「命はてんでんこ」と繰り返し言い聞かされてきた。「命を守るためには何が何でも逃げろ」「必ず生き残れ」という強い思いが込められている。

しかしながら、東日本大震災津波では、三陸地方に位置する陸前高田市では多くの犠牲者が発生した。その要因として指摘されているのが『正常性バイアス』である。

正常性バイアスとは、大規模災害時等予期しない事態が生じた際に起こりうる心理上の認知の一種で、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりする認知

の特性のことである。「こんなことはありえない」という先入観や偏見（バイアス）が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働きである正常化バイアスが働き、その認知の歪みが避難行動に結び付かなかったといえる。死亡原因の調査において、陸前高田市で亡くなった人々の7割に正常性バイアスが働いていた可能性が指摘されている。歴史的に多くの津波被害を経験してきた陸前高田市においてさえも、地震＝津波が来る、という認識は持てなかった、あるいは現実的な危機として捉えられなかった、ということでもある。

## 5. 所感

### （1）那須塩原市図書館『みるる』

これまでの図書館像といえば、地域における『知の拠点』であり、『レファレンス機能』を重視した取り組みが必要である、との考えが主流であった。しかしながら、時代の流れに応じて利用者のニーズも大きく変わりつつある。そのような中で、これまでの『知の拠点』という昔ながらのアプローチでは、利用者のニーズに十分に答えられないのではないかと考える。固定化した利用者層は、便益が広く市民に行き渡らず税投入によって運営されている施設の使命としては不十分であることを意味している。

これまで、先進的な取組みを推進する全国の図書館を様々視察してきたが、これまでの図書館像からの転換、脱却をできた図書館が、幅広い世代の取り込みに成功している。

これからは、スタイリッシュで街の景観とマッチした外観をはじめ、運営面では、図書館は直営で運営しなければならない、などの硬直した思考法ではなく、どのようなスキームを用いれば利用者ニーズを満たせるのか、という視点から、公民連携の柔軟な発想が必要である。堺市中央図書館の建替にあたっては、立地特性、ハード機能・ソフト機能等総合的な視点での施設計画・設計について議会の内外を問わず議論を行ってきたい。

### （2）秋田市における学力向上に係る取組について

秋田市では、「学力向上は必要である」との方針のもと、学力の現状を真正面から受け止め、それを授業改善に繋げている。学力テストの結果は、子供たちの現状を把握するためだけではなく、指導力の改善に生かすという真摯な姿勢は堺市教育委員会も大いに見習うべきであると感じた。授業改善が最も大切な取組みである最大の理由は、「授業が楽しくなければ、学校は楽しくない」という考えが根底にある。授業を通じて「わかった」「できた」という喜び・成功体験の積み重ねが、子供の自尊感情を育てるのである。だからこそ、授業改善に取り組む必要性があるのである。

堺市では、小学生の結果よりも中学生の結果が全国・府平均よりも低くなっている。その要因の一つとして、教育委員会では中1ギャップが指摘されている。しかしながら、この主張は、全国自治体のどの中学生でも起こりうることであり、原因に対する合理的な説明とはなっていない。学力低位層の存在は、個別最適な学びが実現できていないことの裏付けでもあるのではないかと考える。個別最適な学びとは、中央教育審議会から

出された答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」で指摘されたもので、一人一人の学習状況、理解力に応じたきめ細かな対応を目指すものである。しかしながら、現状行われている定期テストの方法では、どの単元で躓いたのか、その躓きは確実に解消されたのか、という確認ができない。また、これまでの一斉授業では、仮に分からない単元が生じたとしても、その部分について手を挙げて質問できる環境にもない。

上述の答申では、昭和型の画一斉授業から令和型の個別最適な学び・協働的な学びへの転換が示されているが、堺市の現状は、いまだに昭和型の画一斉授業が主流であり、GIGA スクール構想に則った令和型の教育が実現できていない。この姿勢は、画一的な宿題を課すことや定期テストの実施などからも明らかである。

現在、堺市教育委員会で検討されている「新たな学校のあり方」はこれまでに指摘してきた課題解決の可能性を秘めるものであるが、その要諦は教職員や議会議員における令和の価値観へのアップデートが欠かせない。そのためにも、これまで何の疑問もなく行われてきた取組について、個別最適な学び・協働的な学びの観点から妥当なのか、という点について、議会で指摘を行っていききたい。

### (3) 東日本大震災津波伝承館『いわて TSUNAMI メモリアル』について

陸前高田市は、壊滅的な人的被害が生じた要因として正常性バイアスを挙げている。災害時等非常時には正常性バイアスが生じるものであり、これ自体を避けることは難しいが、正常性バイアスからいち早く抜け出す方法は様々指摘されている。その一つは、「率先避難者として自らがいち早く行動に移すこと」である。このことは、三陸地方に位置する釜石市での行動（釜石の奇跡）に見ることができる。釜石市において率先避難者となったのは小学生・中学生が中心であった。小学生や中学生が地域の高齢者に避難を呼びかけた結果、犠牲者を減らすことに繋がった。このような視点から、いかに率先避難者を育成していくのか、という点からの防災教育が必要である。防災教育について、手法は様々あるが、大人へのアプローチでは、意識・議論の広がりには欠ける部分があるが、子供へのアプローチは、防災教育を受けた子供がその後、家庭での議論を行うことで幅広い世代間での共有に繋がり、結果的に広がりのある取組となる。そのためにも、学校教育（義務教育段階）を通じての育成が何よりも必要であると考えます。

現状、堺市でも避難訓練の実施等災害発生時の対応は行っているが、形式的でもあり、一部形骸化がみられている。必ず発生するといわれている南海トラフ巨大地震では、堺市堺区・西区において津波浸水被害も想定される中においては、心理面の分析や率先避難者となりうるためのより実践的な訓練が求められており、危機管理室・教育委員会への具体的な訓練や講義の提案も行っていきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7月：『7-1』『7-2』『7-3』『7-9』『7-10』『7-11』  
『7-12』『7-13』

8月：『8-6』『8-7』『8-8』『8-9』『8-10』『8-11』『8-12』  
『8-13』『8-14』『8-15』『8-16』『8-17』